

# 外郭団体に対する見直し指針

平成18年2月  
長岡京市

## 1 指針の目的

本市においては、行政が担うべき業務の拡大に伴い、専門的な団体の創意工夫により住民ニーズにあった公共サービスをより低いコストで提供するために、外郭団体を活用してきた。しかし、外郭団体では、市の補助金に頼らない独立採算の確保や財務内容の改善などの問題点を抱えている。

全国の地方自治体において行財政改革が進む中で、外郭団体を含めた連結決算の発想が求められるなど、外郭団体においてもその流れに合わせた経営改革が求められている。その経営改革における主なポイントとして次の2点がある。まず第1点目は、団体の存続の必要性を判断した上で、指定管理者制度の導入による競争力の向上や運営補助金の削減などに対応できる財務内容の改善などの取組を求めていくことである。第2点目は、外郭団体の経営内容が見えにくく、市民の関心が薄い現状を改善するために、外郭団体の経営状況などを市として公表することで、市民への説明責任を果たすことである。

そこで本指針は、新行財政改革大綱の基本理念の一つである「経営」の視点により外郭団体が自ら経営改革を行うための方向性を示し、外郭団体の経営改革に対する市民への説明責任を果たすことを目的として策定する。

## 2 対象となる団体

この指針における外郭団体とは、出資による権利のある法人の中で、市が積極的に経営改善に関与している以下の7法人とする。

長岡京市埋蔵文化財センター、長岡京水資源対策基金、長岡京市体育協会、  
乙訓勤労者福祉サービスセンター、長岡京市緑の協会、長岡京都市開発(株)  
京都府長岡京記念文化事業団

## 3 外郭団体のあり方について

外郭団体については、設立当時と社会的な環境が変化する中で、その変化に対応した運営形態にしなければならない。さらに、今後の厳しくなる財政状況を考慮すれば、各法人へ経営改革を求めて、運営補助金のさらなる削減が必要となる。

そこで、以下の点を考慮しながら、今後の外郭団体のあり方について、廃止及び統廃合等を含めて見直しを求める。また、存続の場合も市民ニーズに対応できる簡素で効率的な組織を構築するための経営改善を求めていくものとする。

- 既に設立目的を達成しているのではないか。あるいは、設立目的が希薄化しているのではないか。
- 市民ニーズの変化に対応できているか。
- 公的関与の必要性があるか。
- 民間の企業や団体によるサービスの提供が可能ではないか。
- 財務状況が悪化し、存続が困難な状況になっていないか。

#### 4 外郭団体の監査体制について

外郭団体の監査体制を確立し経営改革を推進するために、外郭団体を評価する委員会（以下「評価委員会」という。）を設けて点検評価を実施し、その結果を公表する。

評価委員会については、平成 19 年度から前年度の決算評価ができるように、平成 18 年度中に以下の留意事項を考慮しながら評価委員会及び評価の概要を定める。

評価委員会の設立にあたっての留意事項

##### 1 評価委員会の構成メンバーについて

外郭団体担当部局、行財政改革担当部局、地方行財政や企業経営に関する有識者など多角的な視点で評価ができる委員会を原則とする。ただし、外郭団体の規模や現状などの内容によっては、担当部局や監査、財政、行革関連部局など内部職員のみを構成員とする委員会とする。

##### 2 点検評価にあたっては、次の点を点検項目に含むものとする。

- ・ 事業の必要性、公共性など事業内容に関すること
- ・ 事業の効率性、見直しの経過など経営改善に関すること
- ・ 財務状況に関すること
- ・ 補助金などの公的関与の必要性に関すること（補助金チェックシートを活用）
- ・ 経営情報の公開状況に関すること

##### 3 委員会が点検評価を行うに際して必要と判断した場合は、外郭団体のヒアリングを行う。

##### 4 点検評価の結果については、長岡京市行財政改革委員会へ報告するとともに、ホームページや情報公開コーナーなどにおいて公表する。

#### 5 外郭団体の定員管理について

平成 22 年度を目標に役職員数の適正化について以下の点に注意をしながら適正化計画を策定するように求める。

##### 1. 計画の概要

- ・ 採用抑制を基本に今後の定員削減の目標値を掲げること。

##### 2. 外郭団体に求める取組

- ・ 採用予定者については、今後の事業規模の見直し及びアルバイト等の活用などにより極力抑制を行うこと。
- ・ 市からの派遣職員について、引揚の可能性を検討すること。

##### 3. 市の取組

- ・ プロパー職員の相互活用を図るために、外郭団体間での転籍や派遣などの調整を市が積極的に行うこと。

## 6 外郭団体の給与の見直しについて

各団体の規模や内容から考えて抜本的な見直しが難しい法人もあるが、給与や手当の見直しが可能と考えられる法人は、下記の点について見直しを行うように指導する。

- 職員の給与については、市の給与の見直しを参考にし、より適正な制度運営に努めること。
- 職員の手当については、市や他の法人の手当を参考にしながら見直しを行うこと。
- 役員報酬についても法人の財務内容を十分に考慮の上、適正な金額の設定を行うこと。